

桜ヶ丘子ども会会則

第1条（名称等）

1. この会則は、桜ヶ丘子ども会と称する（以下は子ども会という）。
2. 子ども会の事務所は、桜ヶ丘会館内に置く。
3. 子ども会に関する通常時の連絡所は、子ども会の居所とする。

第2条（目的）

この会は、桜ヶ丘子ども会会員を心身共に、健全ならしむべく育成に努め併せて会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第3条（組織）

1. この会則の構成は、桜ヶ丘町内に居住する小学校児童及び保護者をもって組織する。
原則として小学校児童は入学と同時に子ども会会員とする。
2. 保護者は、子ども会の運営に参画し、相互協力をする事を基本とする。

第4条（役員及び任務）

この会に次の本部役員を置く。

- (1) 会 長・1名 子ども会を代表し、会務を総括。
- (2) 副会長・1名 会長を補佐し、会長に支障がある時は、その任務を代行。
- (3) 会 計・1名 子ども会の経理を処理。
- (4) 書 記・1名 この会の記録を司り文書を発行し、かつ議事審議の内容を記録。
- (5) まちづくり協議会・1名 玉川学区をより良いまちにするため、委員として参加。
- (6) レクレーション・3名 行事を企画・運営。

第5条（役員の選出）

役員の選出は、総会で立候補または、選挙により行う。（子ども会役員選出案内に準ずる）

第6条（役員の任期）

役員の任期は、毎年4月1日より、翌年3月31日までの1年間とし、再任は妨げない。

第7条（事業）

子ども会の目的達成のため次の事項を計画実施する。

- (1) 子ども会の育成に関する事業。（町内会主催行事含む）
- (2) 会員の親睦を図る事業。

第8条（総会）

1. 総会は、保護者を対象に定期総会及び臨時総会を開催。
2. 定期総会は、年度初および年度末に行う。
3. 臨時総会は、必要に応じて行う。
4. 総会は、会長が招集。

第9条（総会議決事項）

総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員の選出、選任に関する事項。

- (2) 会則規定の改正に関する事項。
- (3) 事業計画、予算計画に関する事項。
- (4) 事業及び決算の報告、並びに承認に関する事項。
- (5) その他、会長が必要と決めた事項。

第10条（定足数及び議決等）

1. 総会は、会員（保護者）の過半数（委任状を含む）以上の出席により成立する。
2. 総会の議決は、出席者の過半数をもって議決する。
3. 議長は、会長が行う。

第11条（役員会）

1. 役員会は、総会につぐ決議機関とする。
2. 役員会は、会長が、招集し開催する。
3. 役員会における協議事項並びに決議事項については、その都度会議録を作成する。

第12条（収入）

この会の収入は次の2項とする。

- (1) 会費
- (2) 補助金、寄付金その他雑収入。

第13条（会費）

1. 会費は、総会において議決された金額とする。
2. 前項の金額は、会員1名あたりの年額とし、年1回、1年分を一括で前納する。
3. 会費は、入会と同時に当月分より徴収する。退会に伴う会費の返金は、9月以降の退会者には行わない。4月から8月までに退会した場合は、一律500円を返金する。
4. その他、必要があればその都度、徴収することができる。

第14条（支出）

この会の収入金は、第7条の事業達成のためと、会の運営に会長又は役員会の承認を得て支出する事ができる。

第15条（会計年度及び会計監査）

1. この会の会計は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。
2. 会計は、年1回会計報告を行う。なお、報告に先だって前年度の会計による監査を受けるものとする。

第16条（発効）

子ども会会則は、昭和57年5月1日より発効実施する。

第17条（その他）

万一行事中に事故が発生した場合は、応急処置は実施。その他、保険など町内会活動に準じる。

第18条（細則）

本会則の施行に関して必要な規則または事項は、別に定める。

付則（改正施行）

この会則は、改正と同時に施行する。

日付	条項	改定内容
令和 7 (2025) 4. 14	第 13 条 第 2 項・第 3 項	会費に関する規定の改定